

仙台市中小企業融資制度のご案内

令和3年4月1日現在

仙台市中小企業融資制度について

仙台市は、中小企業の方が経営上必要とする資金を円滑に調達できるように融資制度を設けています。仙台市の融資制度のお申し込み先は、各取扱金融機関等（中面参照）となります。

令和3年度改正のポイント

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の方への保証料補給の延長

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証等の認定を受け、次の対象資金の融資実行を受けた方について、仙台市が保証料相当分（補助上限額 100 万円まで）を負担します。

保証料補給の対象となる資金

- ・ 経済変動対策資金/災害関連
（セーフティネット保証 4 号認定を要件とするもの）
- ・ 経済変動対策資金/不況関連
（セーフティネット保証 5 号認定を要件とするもの）
- ・ 経済変動対策資金/危機関連

- ◇ 金融機関からの融資実行後、仙台市より対象事業者宛てに申請書を送付するので、必要書類を提出してください。
- ◇ 融資を受ける際に、一旦保証料を納めていただく必要があります。
- ◇ 早期完済等で保証料の返戻を受けた場合、返戻相当分の補給金を仙台市に返還して頂きます。

東日本大震災で被災した中小企業者への利子・保証料補給利用期間の延長

東日本大震災で被災した中小企業者への利子・保証料補給の利用期間を令和4年3月31日まで延長します。

◎ご利用いただける方

平成 23 年 3 月 12 日～令和 4 年 3 月 31 日に
本市の対象となる融資制度（中面★がついた制度）
を利用し、かつ事業用建物の「り災証明書」を受けた方

◎内容

補給対象となる融資限度額	： 3,000 万円
補給対象期間	： 3 年
利子補給率	： 1.5%以内
保証料補給率	： 0.7%以内

- ◇ 対象者は初めに金融機関に「委任状」と「り災証明書」を提出します。
- ◇ 対象者に代わって、金融機関がまとめて申請します。
- ◇ 年に 2 回（5 月下旬・12 月下旬）、支払った利子等が振り込まれます。
（保証料は原則一括徴収であるため、その場合は一括徴収の時期に対応する 1 回のみ補給金支払となります。）

担当：仙台市経済局産業政策部地域産業支援課

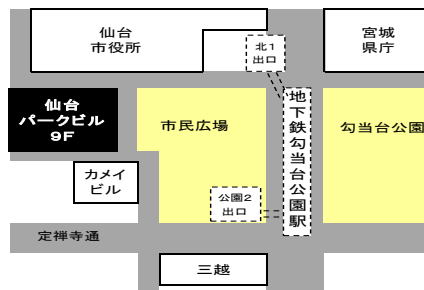
〒980-0803

仙台市青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号仙台パークビル 9 階

TEL：022(214)1003

FAX：022(267)6292

E-mail：kei008040@city.sendai.jp



資金繰り、経営等に関するご相談は…

（公財）仙台市産業振興事業団 経営支援部経営支援課

〒980-6107 仙台市青葉区中央一丁目3番1号（AERビル・7階）

TEL：022(724)1122 FAX：022(715)8205

URL：<http://www.sijpcity.sendai.jp> E-mail：keishien@sijpcity.sendai.jp



融資のお申し込みができる方

仙台市の中小企業融資制度を申し込む場合は、下記の基本要件を満たすことが必要となります。※1

1. 市内に事業所又は店舗を持っている中小企業※2の方で、市内で事業を営んでいること。
2. 法人の場合は、市内に本店の登記又は支店の登記をしていること。
3. 個人の場合は、宮城県内に居住（届出等）をしていること。
4. 市税を滞納していないこと。
5. 取引停止処分を受けていないこと及び手形、小切手の不渡りがないこと。
6. 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
7. 宮城県信用保証協会の保証対象業種であること。※3
8. 許認可等を必要とする業種の方は、許認可等を受けていること。
9. 反社会的勢力及びその共生者と関わりがないこと。
10. 小口零細資金の場合は、常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）であること。

※1 融資及び保証実行の半断は、それぞれ金融機関及び保証協会が行います。

※2 仙台市国家難解僻区域一般社団法人等支援保証融資の場合、「中小企業」を「一般社団法人又は一般有限法人」に読み替えます。

※3 次のような業種の方は融資の対象となりません。

- 農林漁業（一部業種は対象となります。） ● 金融 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。）

お申し込みに必要な書類

【お申し込みの都度必要な書類】

1. 仙台市融資制度申込書
2. 信用保証委託申込書、信用保証依頼書及び信用保証委託契約書
3. 申込人の「市税の滞納がないことの証明書〔仙台市行政サービス申請用〕」
4. 見積書の写（設備資金の場合）
5. 工事概況表の写（建設業の場合）
6. 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）
7. 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）
8. 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）
9. 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

【はじめて融資を申し込む場合などに必要な書類】

10. 申込人及び保証人の印鑑証明書
11. 申込人（企業）概要
12. 決算書（個人の場合は確定申告書の控の写）
13. 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）及び定款（個人の場合は住民票の写等）
14. 申込人及び保証人の資産状況を証明できる書類（資産証明書等）
15. 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 制度毎に提出書類が異なりますので、詳しくは取扱金融機関又は仙台市地域産業支援課にお問い合わせください。

※ 必要と認められる書類がある場合は、追加していただくことがあります。

※ 公的機関が発行した書類については、発行してから原則として3ヵ月以内のものが必要になります。

中小企業信用保険法の認定について

仙台市内の中小企業の方が、中小企業信用保険法に規定する「特定中小企業者（取引事業者の再生手続開始申立等や事業活動の制限、災害、経済事情の変動、取引金融機関の破綻、金融取引の調整及び金融機関の貸付債権の譲渡（いずれの場合も経済産業大臣が指定したものに限り。）により、経営の安定に支障を生じている方）」であることの認定を受けようとする場合は、仙台市長の認定を受ける必要があります。

窓口は、仙台市経済局産業政策部 地域産業支援課 企業支援係

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目6番1号（仙台パークビル・9階）

TEL022(214)1003・FAX022(267)6292